

○議案第16号 平成26年度守口市一般会計予算

□□□審議経過□□□

＝福祉保健委員会委員長報告＝

本委員会が付託を受けました議案第16号中、所管費目に関する審査の結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、あらゆる角度から検討を加え、慎重に審査を行いました結果、次に申し述べます希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

また、請願第1号、守口市市民会館の閉館延期についての請願については、当該予算と関連することから、所管費目とあわせて審査を行うとともに、「子ども・子育て支援制度の地域型保育事業における小規模保育事業地方条例制定に関する要望」についても、当該予算と関連するため、所管費目とあわせて委員会において協議を行ったことを申し添えます。

なお、杉本委員におかれましては、保育所給食調理等業務委託に関する予算が計上されていることに加え、乳幼児医療について不十分な点が見受けられるなどの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

それでは、本委員会が付した希望意見を申し上げます。

第1点

待機児童の解消等を目的とする民間保育所3園への保育所整備の補助により、3歳未満児の受け入れ枠が一定拡大するが、保育の質を担保する観点から、配置基準に基づく保育士の配置がなされるよう、今後とも市として十分意を配されたいこと。

また、民間保育所における保育士の処遇改善についても、引き続き、指導に努められたいこと。

第2点

乳幼児医療費の助成について、本市の通院費の助成は府下で最下位に位置している状況であるが、制度拡充に対するニーズは依然として高いと考えることから、子育て世帯の経済的負担を軽減する一助となるよう、早期の拡充に向け、鋭意検討されたいこと。

第3点、

公立保育所については、今後、子ども・子育て会議における議論を経て、集約化などの再編整備が進められるものと考えられるが、施設の老朽化が進んでいることから、日常を過ごす子どもたちの安全を確保するため、早期に耐震化を図られたいこと。

第4点

生活保護については、生活困窮者の最後のセーフティネットであることは言うまでもないが、保護受給者が増加している本市において、今後とも扶助費の増嵩が見込まれるなか、ケースワーカーの役割がさらに重要となることから、今後はケースワーカーの増員について検討されたいこと。

なお、医療扶助については、今後ともレセプト点検及び保健師による訪問・指導の実施により重複受診や頻回受診の解消や、ジェネリック医薬品の使用促進に努められたいこと。以上、委員長報告といたします。

＝建設文教委員会委員長報告＝

本委員会が付託を受けました議案第16号中、所管費目に関する審査の結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、細部にわたり検討を加え、慎重に審査を行いました結果、次に申し述べます希望意見を付し、賛成多数をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、真崎委員におかれましては、施策の不十分さ、また、学校校務業務委託の問題についても納得できない部分があるとの理由から、反対の意を表明されましたことを付言いたします。

それでは、本委員会が付した希望意見を申し述べます。

第1点、自転車のマナー向上については常々指摘しているところであるが、昨年、道路交通法が改正され、自転車利用者の安全な走行が一層求められるようになったことも踏まえ、引き続き、関係機関との連携を密にして、指導、啓発に取り組まれたいこと。特に自転車の危険走行が問題となっている大日地下道においては、通路を色分けすることにより、歩行者と自転車の分離を図るなどの安全対策が検討されているところであり、実現に向け、管理者である国などとともにも更なる検討を重ねられたいこと。また、市としても、幅員が確保できる道路については、でき得る限り、歩行者と自転車を分離する安全対策を検討されたいこと。

第2点、橋梁の修繕等については、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、順次、点検、修繕を行うとのことであるが、優先順位が低く位置づけられている橋梁の中には供用開始から相当の年数を経ているものも多くあるため、日常的な維持管理を徹底するとともに、各橋梁について詳細な点検を行いながら、補修の必要性、優先度を慎重に見極め、市民の安全確保のため、鋭意取り組んでいかれたいこと。

第3点、道路、歩道の整備については、これからの超高齢社会の到来を見据え、バリアフリー化を行っている駅周辺以外の地域においても、高齢者の視点に立って、段差の解消などに鋭意取り組まれたいこと。

第4点、密集住宅地区における老朽木造賃貸住宅の除却費用の一部助成については、制度の利用へと繋がるよう、対象建物の所有者に対し、市として積極的に働きかけるとともに、制度の周知を徹底し、密集市街地の防災性向上の実現に努められたいこと。また、周辺環境衛生の悪化などの問題を抱える老朽化した危険な空き家が市内に散見される状況であり、市民の安全・安心のため、関係機関の連携を強化し、国の動向も見据えながら、老朽空き家対策が早期に具体化されるよう取り組まれたいこと。

第5点、現在、一時避難地とされている大枝公園については、防災公園として整備する方針であることから、基本計画、基本設計を進めるにあたっては、今後、新たな被害想定に

基づき見直される地域防災計画との整合性を十分に図られたいこと。

第6点、学校法人大阪国際学園との包括連携協定に基づき、大阪国際大学による本市中学生に対する英語学習機会の提供が行われることとなり、6月からの実施に向け、予算を計上しているにもかかわらず、学習内容が決まっていない。今後、このようなことのないよう特段の意を配するとともに、早急に具体的な内容を決定し、生徒の募集に向け準備を整えられたいこと。

第7点、図書管理システムについては、平成25年度当初予算の審査において、蔵書のインターネット予約が可能なシステムを平成27年度から開始する計画であるとの答弁があった。しかしながら、今回、新たなシステム構築に係る予算が計上されていないことが質疑を通して明らかとなった。このような理事者の対応は、議会との信頼関係を損なうものであり、厳しく指摘するとともに、インターネット予約システムの早期導入に向けて、格段の努力を注がれたいこと。

第8点、もりぐち歴史館「旧中西家住宅」については、各種の行事が行われ、一定の集客があるものの、ここ数年は横ばい傾向にある。運営経費などの課題はあろうが、市民の文化振興を図る観点から、一定の目標数値をもつなどし、利用者の増加に向けて鋭意努められたいこと。

第9点、成人式については、例えば、他市においては、新成人により構成される実行委員会が企画、運営を行うなどの工夫が行われており、様々な課題もあろうが、本市としても、より一層、新成人の心に残る成人式となるよう、研究されたいこと。

第10点、児童クラブの4年生以上の障害児童の受け入れについては、平成25年度の試行的な受け入れ実施に引き続き、平成26年度は、受け入れを行っている先進市の調査を行うわけであるが、早期に調査結果を検証するとともに、子ども・子育て関連3法に基づく、子ども・子育て支援施策の今後の方向性も見据えながら、実現に向け、格段の努力を払われたいこと。

以上、委員長報告といたします。

＝総務市民委員会委員長報告＝

本委員会が付託を受けました議案第16号中、所管費目に関する審査の結果を御報告申し上げます。

本委員会といたしましては、あらゆる角度から検討を加え、慎重に審査を行いました結果、次に申し述べます希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

それでは、本委員会が付した希望意見を申し述べます。

第1点、市広報紙については、来年1月号から現在のタブロイド版からA4の冊子形式となり、表紙等のフルカラー化など、リニューアルがなされるとのことであるが、イラストや写真などを活用し、より市民にわかりやすく、見やすい紙面づくりを心掛けられたいこと。

また、広報紙のページ数の増加などに伴い、重量が増すことも考えられるため、現在配布

を行っている町会等にも今後十分に説明を行い、理解を得るよう努められたいこと。

第2点、公共施設等総合管理計画において対象施設を指定すれば、解体除去費用の75%の起債が認められることから、平成26年度には、除去対象施設として市民会館他3施設の解体費用が予算計上されている。しかしながら、計画策定を行った上で年次的に除去対象施設を決定すべきであるにもかかわらず、対象となる施設がすでに決定されていることは、順序が逆であると言わざるを得ない。よって、今後計画の策定にあたっては、十分な議論を行い、決定に至る過程などについても市民等に情報提供を行われたいこと。

第3点、地域コミュニティ拠点施設については、改革ビジョン（案）等に公民館の再編とあわせて、老人センター機能を統合する受け皿とされたが、地域コミュニティ拠点施設検討懇話会においては、地域コミュニティ拠点施設と公民館等とは全く独立したものとして計画が進められている。

また、検討懇話会の議論を経た基本計画においては、守口市内を3エリアに区分し、施設数を3館と設定しているが、今回、建設用地に旧藤田中学校跡地を選定されたことに関しては、その決定過程が見えずらく、拙速な感が否めない。よって、地域コミュニティ拠点施設のあり方については、今後の公民館再編計画との関連や老人センターの機能などを含めて、市長部局と教育委員会との横断的な組織である守口市地域コミュニティ拠点施設検討会議において、十分検討を加えられたいこと。

第4点、地域の防犯に役立つ防犯灯については、省エネルギーなどの環境面や経費節減につながる観点から、本市においては電灯料交付補助の申請時等に、既設の防犯灯についてはLEDへの切り替えを推奨しているところである。今回、まだ切り替えを行っていない地域のうち了承を得られたところについては、来年3月から10年間市がリース料を負担してLED防犯灯に切り替えを行う予定である。しかしながら、すでに切り替え等を行った地域においては設置費用の一部負担を行っていることから、今後、電灯料の補助額を一定配慮するなど、不公平感が生じることのないよう、十分意を配されたいこと。

第5点、簡易消火栓については、火災が発生した際の初期消火や延焼拡大を防ぐのに有効であることから、防災訓練等を通じて、設置場所の周知や放水方法等取扱いの指導に努められたいこと。また、マンホールトイレ上屋等については保管場所の周知はもちろん、災害時に組み立て・設置が問題なく行えるよう防災訓練等において実施されたいこと。

また、今後とも自主防災組織については、未結成地域の町会等に働きかけるなどその設立に向け、更なる努力を払われたいこと。

第6点、一般家庭ごみ収集業務にかかる債務負担行為についてであるが、昨年市域の約半分についてごみ収集業務の民間委託を行ったところであり、平成27年度において、更に直営で収集を行っている市域のうち半分の委託を予定している。改革ビジョン（案）等によると、今後全面委託も視野に入れているようであるが、民間事業者が災害時等においても迅速かつ適切なゴミ収集体制が可能となるよう、万全を期されたいこと。

また、ごみ収集業務を担う技能労働職員については、委託化に伴い、本人の意向を十分尊重して、事務職への転任を行っているが、全面委託を行うこと自体が転任強要につながると思われることから、十分意を配されたいこと。

以上、委員長報告といたします。